

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)の改正案が、平成26年11月12日に可決され、平成27年1月18日施行されました。
法改正を受け、土砂災害の危険性のある区域の明示や円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供等の取組を推進します。

平成27年(2015年) 3月6日
建設部 砂防課 調査管理係
(課長) 田中 秀基 (担当) 細川 容宏
電話 026-235-7316(直通)
FAX 026-233-4029
E-mail sabo@pref.nagano.lg.jp

改正の背景

- 1) 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 2) 土砂災害警戒情報が発表されても、避難勧告を発令する市町村が少ない。
- 3) 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

主な改正内容

11月19日公布
1月18日施行

■ 土砂災害の危険性のある区域の明示

- **基礎調査の結果の公表 第4条関係**
 - ▶ 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果についての**公表を義務付ける**。
- **国土交通大臣による基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求 第6条新設**
 - ▶ 地方自治法第245条の5第1項に基づく是正の要求は、「**法令の規定に違反する場合**」及び「**科学的知見に基づかない場合**」が対象

■ 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

- **土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知 第27条新設**
 - ▶ 市町村長が行う避難勧告等の発令に資するため、新たに土砂災害警戒情報が法律上に明記され、都道府県知事に対し下記の項目が**義務付け**られた。
 - ① 土砂災害警戒情報について**関係市町村の長に通知**すること。
 - ② 土砂災害警戒情報について**一般に周知**すること。
- **避難勧告等の円滑な解除 第32条新設**
 - ▶ 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

■ 避難体制の充実・強化

- **市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示 第8条関係**
 - ▶ 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域についての、避難場所及び**避難経路**に関する事項、**避難訓練の実施**に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
 - ▶ 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等の災害時要援護者関連施設に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

■ 国による援助

- **国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務 第36条新設**

法改正に伴う県の取組

■ 土砂災害の危険性のある区域の明示

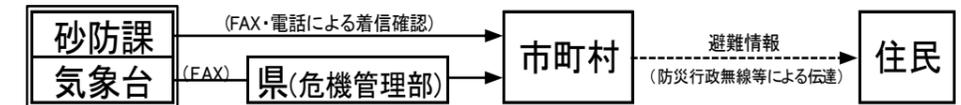
- ▶ これまで基礎調査の結果は、区域指定が告示された後に県統合型GIS(信州くらしのマップ)への掲載、市町村が作成するハザードマップ等により公表している。
- ▶ 法改正により基礎調査が完了した時点で公表が義務付けられたため、県や市町村のホームページ、回覧板、広報誌等伝わりやすい形で公表することを検討する。



■ 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

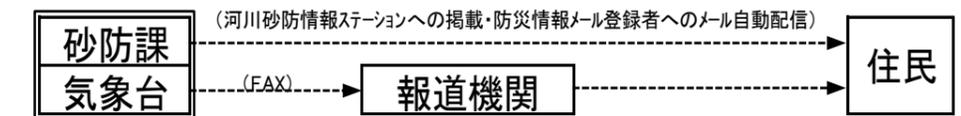
- ▶ 県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報は、これまでも県から市町村へFAXにより情報伝達している。さらに砂防課からも市町村に対し補足情報をFAX送信し、確実な情報の伝達に努めている。

【市町村への情報の流れ】



- ▶ 一般への周知に関しても、県と気象台が協定を締結し、この協定に基づき気象台から報道各社へ情報が伝達されるとともに、県独自の取組として、河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール登録者等約40,000人に発表・解除をメール配信している。

【一般への情報の流れ】



- ▶ 今後、確実に情報が伝達されるよう気象台との協定の見直しを図る。

- ▶ 避難勧告等の解除に関する助言を求められた際には、国土交通省や気象台と連携し必要な助言を行える体制を構築する。

■ 避難体制の充実・強化

- ▶ 市町村の地域防災計画改訂にあたって、避難場所、避難経路等及び災害時要援護者関連施設への情報伝達の設定に関して、技術的助言などの支援を行う。